

記念事業で盛り上げよう！

平成24年、川越市は市制施行90周年を迎えます。記念事業の基本理念・テーマ・基本目標などが、市制施行90周年記念事業実行委員会承認されました。

基本理念

少子高齢化や人口減少社会を迎える中、90周年を契機として、私たちは快適で安心できる暮らしづくり、未来に希望の持てる魅力あるまちづくりを目指すとともに、世代を超えて明るく元気に暮らしていくための新たな第一歩となるよう記念事業、行事を実施します。

テーマ

ともに歩む未来へ かわごえ90

基本目標

記念事業は、次のいずれかの視点を踏まえるものとする。

- 90周年をみんなで祝おう…市民誰もが気軽に参加して、ふれ合い、みんなで90周年をお祝いします。
- 市の歴史や文化を知ろう…これまで培われてきた歴史や受け継がれてきた文化・伝統について学び、体験します。
- 快適で安心なまちを目指そう…自分の暮らす身近な地域に触れ、生活環境の向上などに取り組み、快適で安心できるまちを目指します。
- 市の将来について考えよう…わたしたちの住む市の将来はどうあるべきなのか、未来を担う子どもたちや若い世代は未来に何を求めているのか、世代を超えてともに考えます。
- 心豊かな時を過ごそう…明日への活力とするため、スポーツに親しみ芸術に触れながら心豊かな時を過ごします。



川越市マスコットキャラクター ときも

皆さんが行う記念事業の計画をお知らせください！

市制施行90周年記念事業は、実行委員会、市内各団体および市がそれぞれ主体となって実施されます。

市内各団体が行う記念事業の計画をお知らせください。実行委員会では記念事業への支援を予定しています。

記念事業の条件

事業の実施期間は、平成24年1月1日～12月31日。市民の誰もが参加でき、公開されている事業で、上記の「基本目標」のいずれかの項目に該当している90周年記念にふさわしい事業。

応募方法…政策企画課(本庁舎4階)・公民館にある所定の用紙に必要事項を記入し、10月25日(火)(消印有効)までに同課または公民館(同課へファクス可。市ホームページのフォームからも応募できます)

例えば

いつもの事業でも OK !

例年実施している事業でも大丈夫。90周年記念の冠を付けて、みんなでお祝いしましょう。

いつもの事業にひと工夫して

毎年恒例の「〇〇発表会」を規模を拡大して開催。

90周年を記念して、新たな事業を

日ごろ考えていたものを、90周年を機に実現。

子ども手当が変わります

子育て支援課 ☎224-5821

10月から、子ども手当の内容が変更になります。主な変更点は下記のとおりです。

変更に伴い、新たに子ども手当の申請が必要になります。今まで手当を受けていた方には、10月中旬までに申請書類を郵送する予定です。

申請のしかた

①従来の子ども手当を受給していた方は、10月に市から郵送する書類に必要事項を記入し、必要書類を添付して、11月30日(水)(消印有効)までに返送してください。

②中学生以下の支給対象の子どもがいるのに書類が届かない方、新たに子どもが生まれた方、市内に転入された方は窓口で申請してください。

③公務員の方の申請窓口は、勤務先です。

申請窓口：郵送または子育て支援課
(本庁舎2階)・出張所

支給時期：平成23年10月～同24年1月分
同24年2月15日支給予定
同24年2月～3月分
同24年6月15日支給予定

支給方法：申請書類で指定した金融機関に振り込み

主な変更点

	9月までの子ども手当	10月以降の子ども手当
金額	中学校修了前の子ども = 13,000円	0歳～3歳になった月まで = 15,000円 3歳～小学生(第1子、第2子) = 10,000円 3歳～小学生(第3子以降) = 15,000円 中学生 = 10,000円
支給対象の子ども	要件を満たせば、海外に住む子どもも支給対象	日本国内に住んでいる子どもが支給対象(留学中の場合などを除く)
支給対象者	離婚協議中であっても子どもと別居の生計維持者に支給	離婚協議中で別居し、将来的に生計が別の場合は、子どもと同居している方に支給
	児童福祉施設等に入所している子どもの手当は親に支給	児童福祉施設等に入所している子どもの手当は施設の設置者などに支給
		父母等が海外にいる子どもを国内で養育している方(父母等の指定が必要)
		支給対象の子どもの未成年後見人
所得制限	なし	なし *平成24年6月分から所得制限を適用する見込み

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- かわごえ子育てプラン(後期計画)の、平成22年度の進捗状況を公表します 子育て支援課 ☎224-5821
平成22年度から始まった後期計画の進捗状況です。詳しくは、子育て支援課(本庁舎2階)・市ホームページで見ることができます。
- 「川越市環境マネジメントシステム実施報告書」の公表 環境政策課 ☎224-5866 ☎225-9800
平成22年度の実績をまとめた同報告書を10月3日(月)から環境政策課(本庁舎5階)、出張所、公民館で配布します。また、同報告書に対する意見・提案は10月31日(月)まで同課で受け付けます(ファクス可)。
- ご存知ですか? 10月17日(月)～23日(日)は「行政相談週間」です 広聴課 ☎224-5022
国の仕事への要望や意見を受け付けています。行政相談員に、お気軽にご相談ください。
- 10月9日(日)、つばさ館は点検のため休館します つばさ館 ☎239-5053
- 10月は3R推進月間です 資源循環推進課 ☎239-6267
マイバッグを利用してレジ袋をもらわない(リデュース)、フリーマーケットを利用する(リユース)、資源となるものを回収する(リサイクル)。身近なことから3Rを実践してごみの減量をしてみませんか。
- 集団回収に対する報償金申請を受け付けます 資源循環推進課 ☎239-6267
7月1日から9月30日までに実施した分が対象です。10月3日(月)～14(金)、午前8時30分～午後5時に、集団回収報償金交付申請書・集団回収実施報告書を資源循環推進課(資源化センター2階)に提出。
- 変更 「無法松の一生」上映会&トークショーの開始時間 中心市街地活性化推進室 ☎224-5936
10月1日(出)のトークショー開始時間は、次の通り変更になりました。変更前=午後3時30分～ 変更後=午後6時～
- 訂正 「川越市市民便利帳 川越市民のしおり」 広報室 ☎224-5495
159ページ、小杉歯科医院の住所。誤=中原町1-7-3 正=中原町1-7-9 ▶160ページ。誤=鈴木歯科医院 正=鈴木歯科医院 ▶200ページ、川越救急クリニックの広告。誤=(休診日)月・金・土・日 正=(診療日)月・金・土・日

平成23・24年度入札参加業者の追加登録を受け付け

契約課 224・5632

市が発注する建設工事、業務の請負、物品の購入などの入札参加業者の追加登録を受け付けます。

申請する業種により、受付方法などが異なりますので、手引きなどをご確認ください。

建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理(道路・河川・苑地・下水道)

「埼玉県電子入札共同システム」加入自治体による、共同受け付けを実施します。手続きの詳細は、県作成の「申請の手引き」で確認してください。

受付期間：新規申請 10月3日(月)～24日(月) ▼業種などの追加申請 10月3日(月)～31日(月) (各必着)

受付方法：申請書類と添付書類を〒350・9301さいたま市浦和区高砂三丁目一五・一・県入札審査課に郵送

*市では受け付けしません。
物品、維持管理業務、建設資材

提出書類は、契約課(本庁舎三階)で配布します。また、市のホームページからもダウンロードできます。

当日関係書類を持参してください

い。対面審査をして受け付けます。
受付日時：10月17日(月)～20日(木)、午前9時～11時 ▼午後1時～4時
受付場所：3A会議室(本庁舎三階)

敬老マッサージをご利用ください

高齢者いきがい課 224・5809

70歳以上を対象に、年一回無料でマッサージが受けられる敬老マッサージ無料利用券。同券を利用して、出張マッサージ(30分以内)を受けることが出来ます。



日程・会場：10月13日(木)・27日(木) 東後楽会館 ▼10月18日(火)・11月2日(水) 西後楽会館 ▼11月11日(金) オアシス

対象：敬老マッサージ無料利用券をお持ちの方(対象者に郵送済み)
申し込み：無料利用券を持参し、午前10時～午後3時に直接会場(申し込み多数の場合は、利用できない)

申し込み多数の場合は、利用できない

いことがあります)

寝具の丸洗いをします

高齢者生きがい課 224・5809

高齢者の健康の保持を図るため、寝具の丸洗いを、11月1日(火)から順次行います。要介護高齢者や一人暮らしの高齢者が常時使用している敷布団・掛け布団(羽毛・羊毛・毛布も可)など、合わせて三点まで。経費は無料です。



対象：前年分市民税所得割非課税世帯で、市要介護高齢者手当受給者 ▼65歳以上の一人暮らしで、前年分市民税所得割非課税の方
申し込み：10月14日(金)までに高齢者いきがい課(本庁舎一階)

身体障害者健康診査

障害者福祉課 224・5785

225・3033

じよく瘡(床ずれ)などの予防のため、川越市医師会の協力で実施する健康診査を、無料で受診できます。

期間：10月1日(土)～31日(月)
対象：18歳以上40歳未満で、せき髄

損傷・脳性まひ・脳血管障害などを原因とした身体の障害があり、常時車イスを使用する在宅の障害者(入院中または施設に入所・通所している方を除く)

申し込み：10月7日(金)までに障害者福祉課(本庁舎一階、電話・ファクス可)
*申し込み後、受託医療機関一覧表・健康診査記録票を郵送します。

受診方法：受託医療機関に健康診査を予約し、市から郵送された書類を持参して受診

障害者自立支援法の改正

障害者福祉課 224・5785

障害者自立支援法の改正により、10月1日(土)から、市町村が行っていた視覚障害者に対する外出支援サービスが、同行援護として国の障害福祉サービスに位置づけられます。これにより、改めて申請が必要になります。移動支援事業に登録した視覚障害者には、案内と申請書を送付しました。

また、障害者でグループホームまたはケアホームに入居中の方(市民税課税世帯を除く)に対し、家賃の実費負担を軽減する制度が新たに始まります。申請方法など詳しくは、各利用ホームからお知らせします。

法定外公共物について

建設管理課 224-5987

法定外公共物の調査を実施

市が所有する法定外公共物を適正に管理するため、法定外公共物の占有調査を実施しています。法定外公共物を含む公共用財産は市民全体の財産で、個人が独占的に使用することはできません。占有・工事・土砂採取などには許可が必要です。誤った占有の場合は、是正するための相談や、払い下げ・付け替え交換の申請を受け付けています。

法定外公共物とは

国道・県道・市道や、一級・二級・準用河川のように、法律が適用・準

用される公共物を法定公共物というのに対し、里道・農業用水路などのように、法律が適用されていない公共物を法定外公共物といいます。

法定外公共物の払い下げ

里道や農業用水路などのうち、現況がなく機能していないもので、今後道路や水路としての機能を回復する必要のないときには、払い下げが可能な場合があります。

手続きには、利害関係者や地元自治会・水利組合などの同意を得たうえ、申請書の作成や各種登記、図面の作成などが必要です。

払い下げが可能な場合の例

①法定外公共物の代替施設が設置されたため、元の法定外公共物が不

要となった場合

②土地の利用形態の変化などにより、本来の機能を失っている場合

*このほかにも、払い下げが可能な場合があります。詳しくはお尋ねください。

10月1日は「浄化槽の日」

環境保全課 224-5894

浄化槽は、微生物の働きにより汚れた水をきれいにする装置です。河川を汚さないため、日常の維持管理を心がけましょう。



浄化槽法では、浄化槽を適正に機能させるため、管理者(所有者)に次のことが義務付けられています。

- ①登録業者による点検 年三回以上 (人槽・処理方式により異なる)
- ②許可業者による清掃 年一回以上
- ③指定検査機関等による法定検査 年一回

なお、10月1日から法定検査の制度が変わり、BODの検査が追加されます。また、指定採水員制度によ

り保守点検業者が法定検査を代行します。詳しくは、(社)埼玉県環境検査研究協会 048-649-5151 にお尋ねください。

葬儀・料理等取扱店募集

市民課庶務担当 224-5739

平成24年度・同25年度の川越市民聖苑やすらぎのさとの葬儀取扱店および料理等取扱店を募集します。

希望する事業者は、10月17日(月)から市民聖苑やすらぎのさと(226-0090)で配布する募集要領をご覧ください。

主な要件

- 葬儀取扱店
 - ①葬祭業を営んでいる
 - ②市内に店舗がある
 - ③一年以上営業している法人
- 料理等取扱店
 - ①市内に店舗および調理場がある
 - ②一年以上営業している法人
 - ③一日に一千食以上の食数に対応可能

募集期間

11月1日(火)～15日(火)

募集説明会

日時：10月31日(月)、葬儀取扱店 午後10時～ 料理等取扱店 午後1時30分

会場：市民聖苑やすらぎのさと

第九の夕べ in 喜多院

文化振興課 224-6157



音楽総監督は、埼玉中央フィルハーモニーオーケストラ常任指揮者・宮寺勇さん。児童による合唱や、総勢230人の混声合唱団による第九の演奏など。詳しくは、喜多院で第九を歌う会事務局 231-4850へお尋ねください。

日程…10月10日(祝)(雨天中止)

開演…午後6時(開場=5時15分)

会場…喜多院境内

入場料…1,000円(全席自由)

違反建築なくそう運動

建築指導課 224・5974

「ルールを守って明るく住マイル」をスローガンに、県内一斉に「違反建築なくそう運動」を実施します。10月11日(火)～20日(木)の期間中、一斉公開パトロールを行います。

無料耐震診断・無料建築相談会開催

耐震診断・建築相談のほか、建築に関する法令などの説明会、東日本大震災における建物の被害状況報告、全国削ろう会(川越大会)報告会を、次のとおり無料で開催します。当日直接会場。

日時：10月20日(木)、午後2時～

会場：東部地域ふれあいセンター

定員：法令説明会のみ先着二百人

建築物実態調査を実施

建築指導課 224・5974

国土交通省では、県・市の協力で、毎年、建築物実態調査を実施しています。これは、建築物および住宅の建築状況などを調査し、住宅・建築行政などの基礎資料を得ることを目的としています。

同調査は、調査員が各戸を訪問して、質問形式で実施します。

調査内容は、統計法に基づき統計上の目的以外に使用することはありません。ご協力をお願いします。

日時：10月1日(土)～11月15日(火)

対象：久保町、岸町二丁目、新宿町六丁目、今成四丁目、菅間、小堤の各地域の一部

企業立地奨励金等交付制度

商工振興課 224・5934

市内で新規に操業を開始する企業に対し、奨励金を交付します。

主な適用要件

- 市内に新たに事業所を設置
- 日本標準産業分類に定める、E・製造業、G・情報通信業、H・運輸業・郵便業である
- 立地する事業所の敷地面積が千㎡以上で、かつ、その事業所の延床面積が五百㎡以上
- 立地する事業所に常時雇用する従業員が十人以上

企業立地奨励金

立地した事業所の固定資産税・都市計画税相当額に次の割合を乗じた額を交付します。交付期間は、操業開始後、最初の固定資産税課税年度の翌年度から起算して三年間です。

交付額：一年目 10割 ▼ 二年目 8割 ▼ 三年目 6割

* 土地部分の企業立地奨励金は、土地の取得または賃貸借契約の始期から二年以内に操業開始した事業所の

雇用促進奨励金

立地した事業所の操業開始時に、市内に住所を有する者を常時雇用する従業員として新たに雇用し、その者を一年以上継続して雇用した場合に交付します。

交付額：一人当たり三十万円(限度額三百万円)を一回交付します。

中小企業向け融資

商工振興課 224・5934

市内の中小企業に、事業経営に必要な設備資金や運転資金の融資を実施しています。一部対象とならない業種がありますので、事前に確認してください。申し込みには、取扱金融機関の事前調査が必要です。

- ① 特別小口無担保無保証人融資・中小企業一般貸付融資
限度額千二百五十万円以内。
- ② 中小企業中口事業資金融資
限度額三千万円以内。
- ③ 中小企業認証等取得資金融資
ISOなどの認証取得資金が必要な事業主。
- ④ 新規創業者支援資金融資
市内で創業しようとする方。
- ⑤ 法人経営強化資金融資
スピードサポートが必要な法人事業主。

⑥ 小規模企業者セーフティ融資
限度額五百万円以内。

商業・法人登記事務取扱庁が変わります

商工振興課 224・5934

さいたま地方事務局川越支局で行っている商業・法人登記事務は、10月31日(月)から、さいたま地方事務局法人登記部門(さいたま市 048・851・1000・代表)で行います。

商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書(印鑑カードが必要)の交付事務については、引き続き川越支局でも取り扱います。

詳しくは、同局ホームページをご覧ください。

住宅の基礎上げなどに融資

防災危機管理課 224・5554

住宅が市内の低地にあつて、降雨などで浸水する恐れのある住宅を改良しようとする方に、市が銀行を通じて必要な資金を融資する、川越市浸水低地住宅改良資金融資制度を設けています。

対象：土盛り、基礎上げ工事などにかかる費用

利率：年2・7%

融資限度額：四百万円

融資期間：十五年以内

大気中放射線量および土壤中放射能の測定結果

環境保全課 図224-5894

前回6月14日に測定した地点に7地点を追加し、全14地点で測定しました。また、同じ場所で土壤中放射能の測定を新たに行いました。

測定日…8月23日・27日

測定地点…市内を5km四方に区分し、その中の公共施設など各2施設、計14地点で測定(大気①～⑦は、6月14日にも測定済み)

測定方法…専門業者への委託により、各施設(学校の場合は校庭)の中央で測定
大気中放射線量 = 地表からの高さ5cm・50cmの2か所を測定
土壤中放射能 = 30cm離れた2か所で、地表から深さ5cmまでの土を採取、混合し測定

測定結果

大気 = 全14地点において、特に値の高い地点はありませんでした。大気①～⑦は、前回の値と比較して大きな変化はなく、低い値で問題のない状況でした。以上のことから、市内全域の状況は低い値で安定しており、問題のない状況です。

土壌 = ヨウ素は不検出でした。セシウムは、参考とする値(注)と比較して十分低い値でした。これは、日常生活において支障のない状況であると考えます。また、万一誤って口にしたとしても、問題のない水準です。

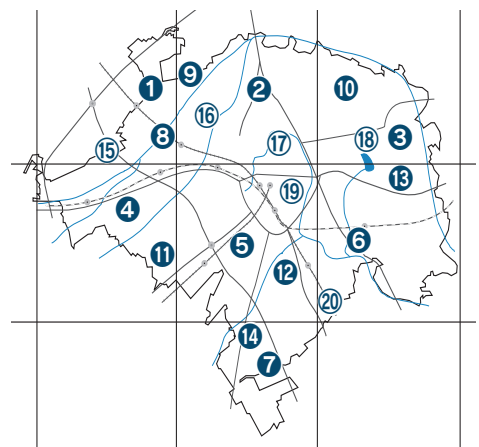
測定地点	大気中放射線量(μSv/h)		土壤中放射能(Bq/kg)	
	地表5cm	地表50cm	ヨウ素131	セシウム
① 名細第二保育園	0.08(0.10)	0.08(0.08)	不検出	111.8
② 山田小学校	0.08(0.08)	0.08(0.07)	不検出	104.1
③ 川越運動公園	0.08(0.07)	0.07(0.07)	不検出	56.5
④ 霞ヶ関第二保育園	0.08(0.07)	0.07(0.07)	不検出	57.1
⑤ 大塚小学校	0.06(0.06)	0.05(0.07)	不検出	74.7
⑥ 南古谷小学校	0.07(0.07)	0.07(0.07)	不検出	128.4
⑦ 児童遊園(八幡神社)	0.10(0.10)	0.08(0.09)	不検出	125.0
⑧ 霞ヶ関北花の丘公園	0.08	0.07	不検出	105.0
⑨ 児童遊園(小堤東)	0.09	0.09	不検出	111.8
⑩ 芳野小学校	0.06	0.06	不検出	30.2
⑪ 大東西中学校	0.06	0.06	不検出	41.2
⑫ 高階北小学校	0.05	0.05	不検出	67.3
⑬ 古谷第二保育園	0.09	0.08	不検出	36.7
⑭ 福原小学校	0.08	0.08	不検出	115.5

μSv/h(マイクロシーベルト/時間)

1時間当たりの放射線による人体への影響を表す単位。1回のレントゲン検査で受ける放射線の量はおよそ50μSv程度

Bq/kg(ベクレル/kg)

1kgに含まれる放射能の量を表す単位



*大気中放射線量①～⑦の()は、6月14日実施分の測定値です。

*地図中の⑮～⑳は、県が大気中放射線量の調査を行っている地点です。9月7日時点の結果は、地表5cm = 0.052～0.094、50cm = 0.050～0.089、100cm = 0.050～0.091(単位はそれぞれμSv/h)です。

*不検出とは、検出限界濃度以下であることを示します。土壤中放射能の検出限界濃度は、約7Bq/kgです。

注：大気中放射線量・土壤中放射能ともに、国から基準値が示されていません。参考とする値は次のとおりです。

大気中放射線量

1μSv/h = 文部科学省が平成23年8月26日に福島県に示した、学校において児童生徒などが受ける放射線量を年間1mSv以下にするための目安
 年間1mSv = 1mSvは1,000μSvと同じ。国際放射線防護委員会が同19年12月に示した、平常時における一般公衆の被ばく限度

土壤中放射能

500Bq/kg = 厚生労働省が同23年3月17日に示した、野菜・肉など飲食物の摂取制限に関するセシウム濃度の暫定規制値
 5,000Bq/kg = 原子力災害対策本部が同23年4月8日に示した、米の作付け制限を行う水田土壌中のセシウム濃度の上限

市内生産の茶について

農政課 図224-5939

厚生労働省が実施した検査で、市内生産の茶1検体から暫定規制値500Bq/kgを超える800Bq/kgの放射性セシウムが検出されたことが、9月5日に判明しました。

今後の最新情報については、市ホームページでご確認ください。

市有地を売ります

管財課 ☎224-5633

市が保有する土地を、「公募抽選」で販売します。詳しくは、10月7日(金)から管財課(本庁舎4階)で配布する応募要領をご覧ください。応募要領は、市ホームページからもダウンロードできます。郵送を希望する方は、電話で請求してください。

No.	所在地	面積	価格
1	脇田新町16番29	208.00㎡	23,909,600円
2	月吉町16番7	175.45㎡	22,808,500円
3	的場字北児塚2836番39	221.83㎡	28,394,240円
4	上戸字山王原315番268	117.77㎡	13,896,860円
5	上戸字山王原315番269	117.56㎡	13,872,080円
6	上戸字山王原315番270	123.68㎡	13,728,480円
7	千葉県山武市蓮沼口字古川下1673番4	1,972.16㎡	11,832,960円

受付期間・場所…10月12日(水)～31日(月)、午前9時～午後4時に管財課(本庁舎4階)
 * 郵送でも受け付けます。10月31日(月)(必着)。

公開抽選

日時…11月7日(月)、午前10時
会場…7A会議室(本庁舎7階)

7月のごみ処理状況のお知らせ

資源循環推進課 ☎239-6267

今月から、家庭から定時収集される可燃ごみについて、月ごとの状況をお知らせします。

	排出量	処理費(概算額)
全体のごみ	8,540.41t	4億1,882万1千円
定時収集可燃ごみ・月合計	4,968.14t	2億4,363万8千円
定時収集可燃ごみ・1人当たり	14.45kg	708.40円
定時収集可燃ごみ・4月からの累積	20,460.55t	10億338万6千円

* 処理費は、昨年度最終処分するまでにかかった経費を元に算出。

ごみ処理トピックス 分別方法は「しおり」にあり!

家庭から収集した可燃ごみの処理費は、全体の半分以上に上ります。また、今年度の処理費は、すでに10億円を超えています。

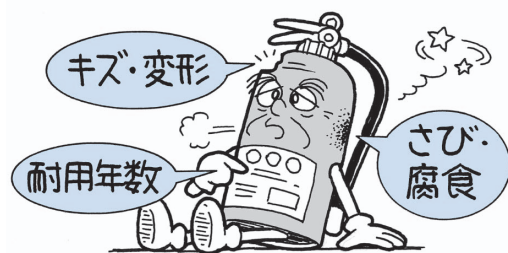
先日配布した「川越市民のしおり」に家庭ごみの分

別方法を掲載しています。混ぜればごみ、分ければ資源。ごみの正しい分別は、家庭でできるごみ減量の第一歩。「川越市民のしおり」を活用し、家庭ごみの分別にご協力をお願いします。

老朽消火器の取り扱い

資源循環推進課 ☎239-6267

老朽化した消火器は、破裂する危険性があります。不用な消火器は、適切に処分してください。処分には、消火器リサイクルシール代と運送・保管費用が必要です。市では処分していません。近くの(株)日本消火器工業会の代理店へ依頼してください。代理店は、(株)消火器リサイクル推進センターのホームページで確認するか、資源循環推進課へお尋ねください。



青パトで防犯活動開始!

安全安心生活課 ☎224-5721



第八支会(岸町)では、アナウンスするメッセージを独自に作成し、振り込め詐欺防止や空き巣の注意を呼びかけました。

9月5日、川越地域安全推進連絡協議会による青色回転灯装備車両(通称青パト)を利用した防犯パトロールが始まりました。

青パトは、自主防犯活動推進のため、県防犯協会連合会から川越防犯協会に配備されたもので、青色回転灯を点灯しながら市内を巡回することにより、市民の防犯意識を高め、犯罪被害を未然に防止することを目的としています。

青パトの利用を希望する自治会は、同協会(川越警察署内 ☎224-0110)へお尋ねください。

* 青パトを使用する場合は「パトロール実施者証」を所持する人が同乗するなど、一定の条件が必要になります。